平成２０年（フ）第５３号
福島県西白河郡泉崎村大字関和久字烏川52　ビューハイツ泉102号室、住民票上の住所福島県白河市新白河５丁目24番地
破産者　鈴木千枝子
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第３号
岐阜県高山市松之木町323番地８、申立時の住所岐阜県高山市松之木町324番地３　コーポドリーム１階Ａ号
破産者　今井　正博
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第５１０号
静岡県焼津市中島52番地の１
破産者　白石工販こと　白石　政美
１　決定年月日　平成24年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２４２２号
名古屋市守山区幸心３丁目411番地　プリミエール幸心402号
破産者　十亀　　彰
１　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
２　一般調査期日　平成24年10月３日午前11時50分
平成24年８月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２０号
愛知県海部郡蟹江町本町６丁目45番地　コーポナリタ202号、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町本町６丁目45番地
破産者　山田みどり
１　破産債権の届出期間　平成24年９月３日まで
２　一般調査期日　平成24年11月１日午前11時35分
平成24年８月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８３５号
福岡市博多区南八幡町２丁目３番15―203号、前住所福岡県大野城市川久保１丁目11番１号シティベール川久保Ａ棟202号
破産者　米村　健治
１　破産債権の届出期間　平成24年９月７日まで
２　一般調査期日　平成24年10月５日午前10時40分
平成24年８月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３０２号
大阪府岸和田市岡山町431番地
破産者　八尾　隆則
１　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
２　一般調査期日　平成24年10月15日午後３時30分
平成24年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第９号
宮崎県日南市南郷町潟上218番地３、前住所宮崎県日南市南郷町潟上64番地１
破産者　上村　忠弘
１　期日　平成24年８月27日午前10時15分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月６日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１８１号
宮崎県延岡市萩町131番地１
破産者　永井　聖三
異議申述期間　平成24年10月５日まで
平成24年８月６日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２３０号
京都府宇治市木幡西中31―７　ハイクラスマンション202
破産者　北岡　忠之
免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
平成24年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０３３号
東京都中央区京橋１丁目９番10号
清算株式会社　シプコー工業株式会社
代表清算人　五十嵐秀康
１　決定年月日　平成24年８月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０３９号
東京都中央区八重洲２丁目10番３号
清算株式会社　花巻管理株式会社
代表清算人　永井　　清
１　決定年月日　平成24年８月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第３号
滋賀県甲賀市甲賀町相模141番地の１
清算株式会社　株式会社ミハヤ
代表清算人　磯田　光男
１　決定年月日　平成24年８月３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、平成24年６月１日以降の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち関連会社債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　残余財産が存在しないため弁済することができない。
⑵　一般債権者は、特別清算会社に対する債権をすべて放棄する。
第３　関連会社債権
１　関連会社債権の定義
関連会社債権とは、協定債権者のうち債権者辻弘男が有するものをいう。
２　関連会社債権についての免除
関連会社債権は、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
大津地方裁判所民事部

更生計画認可

平成２３年（ミ）第１号
滋賀県野洲市北野１丁目13番20号
更生会社　株式会社三甲興産
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　定義（省略）
第２章　更生会社の概要（省略）
第３章　更生計画の基本方針（省略）
第４章　株主の権利の変更
第１節　株式の取得
更生会社は、以下のとおり、更生計画認可決定時における更生会社の発行済株式全部を無償で取得する。
第１項　更生会社が取得する株式の数
30万株
第２項　更生会社が株式を取得する日
更生会社が株式を取得する日は、第４節に定める募集株式発行の効力発生日とする。
第２節　株式の消却
更生会社は、前節による株式取得の日に、その取得した自己株式30万株全部を消却する。
第３節　資本金の額の減少
更生会社の資本金の額を以下のとおり減少する。
第１項　減少する資本金の額
１億5000万円